

保険契約者の保護に関する各種制度

早期是正措置制度

早期是正措置とは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保と、保険契約者の保護を図ることを目的とした制度で、ソルベンシー・マージン比率が一定水準を下回った場合に、その状況に応じて監督官庁が保険会社に対して、業務の改善等の命令を発出するというものです。

具体的には、ソルベンシー・マージン比率200%未満が命令の発動対象となり、その発動基準と命令内容は右表のとおりとなっています。

また、保険会社の資産・負債の状況や監督官庁に提出した経営の改善計画の内容によっては、右表のソルベンシー・マージン比率による区分以外の命令が発出されることもあります。

生命保険会社の破綻処理手続

生命保険会社が破綻した場合、以下の2通りの手続きで破綻処理が進められています。

①更生特例法にもとづく会社更生手続

裁判所の監督のもとで進められる手続きです。

まず、破綻保険会社は、更生手続の開始を裁判所に申立てます（金融庁長官が申立てることも可能です）。この申立てを受けた裁判所は、開始決定を行うと同時に管財人を選任します。

管財人は、破綻保険会社の業務・財産を管理・調査しながら、保険契約の移転等を柱とする更生計画を作成し、関係者の決議等を経て、裁判所に認可を求めます。認可後は、更生計画にもとづいて処理が進められます。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）は、保険業法にもとづき1998年12月に設立された法人であり、万一、生命保険会社が破綻した場合に、相互援助制度としてご契約者を保護することを目的としています。

●会員および財源

当社を含む国内で事業を行う全生命保険会社が加入しており、財源は原則として会員の負担金により賄われます。ただし、万一、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

●主な業務内容

保護機構は、万一、生命保険会社が破綻した場合に、相互援助制度として、ご契約者等の保護を目的に以下の業務を行います。

（保護機構の主な業務内容）

- ①保険契約を引き継ぐ救済会社等への資金援助
- ②救済会社が現れない場合の保険契約の引き継ぎ
- ③更生手続により破綻処理が行われる場合の保険契約者等の手続きの代理等

●主な補償内容

万一、生命保険会社が破綻した場合には、ご契約は以下のとおり補償されます。

保険種類	補償内容	
個人保険	一般のご契約	責任準備金等×90%（注1）
	高予定利率契約（注2）	責任準備金等×（90%－所定の率）（注1）（注3）
団体保険	一般のご契約	責任準備金等×90%（注1）
	高予定利率契約（注2）（注4）	責任準備金等×（90%－所定の率）（注1）（注3）
	団体年金保険契約の特別勘定に係る部分	補償対象外（注5）

（注1）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積立てている準備金等をいいます。
この制度は責任準備金等を補償するものであり、保険金・年金等を補償するものではありません。従って個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

◆発動基準と命令内容

ソルベンシー・マージンの状況に係る区分	命令
第一区分 200%未満100%以上	経営の改善計画の提出およびその実行の命令
第二区分 100%未満0%以上	社員配当の禁止または抑制、新契約の計算基礎（予定利率等）の変更等の命令
第三区分 0%未満	業務の全部または一部の停止の命令

②保険業法にもとづく行政手続

金融庁長官の命令にもとづいて進められる手続きです。

まず、金融庁長官は、破綻保険会社の業務の全部もしくは一部の停止を命令し、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分を行い、保険管理人を選任します。

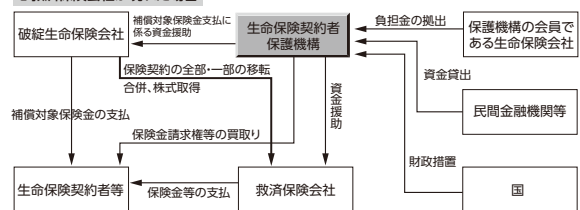
保険管理人は、破綻保険会社の業務・財産を管理・調査しながら、保険契約の移転等を柱とする業務および財産の管理に関する計画を作成し、金融庁長官に承認を求めます。承認後は、この計画にもとづいて処理が進められます。

上記いずれの手続きが取られるかについては、明確な規定はなく、また、いずれの手続きでも、生命保険契約者保護機構による補償内容（下記参照）に違いはありません。

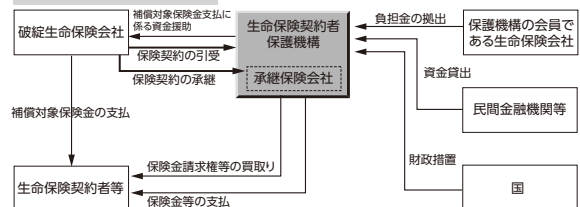
- （注2）高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約（※2）を指します。
※1 基準利率は、金融庁長官および財務大臣が定めることになっており、現在の基準利率は3%です（当社または保護機構のホームページで確認できます）。
※2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、高予定利率契約に該当するか否かの判断は、主契約・特約ごとに行います。
（注3）所定の率＝（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2
（注4）被保険者が保険料を提出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を提出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
（注5）更生手続において、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

◆生命保険契約者保護機構の仕組〔概略図〕

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本頁掲載内容はすべて現在の法令にもとづくものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。（2020年7月現在）
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細につきましては、生命保険契約者保護機構まで直接お問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条および(一社)生命保険協会が定める開示基準にもとづいて作成しています。その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I 保険会社の概況及び組織

1 沿革	本編12・1
2 経営の組織	3
3 店舗網一覧	9
4 基金の状況	42
＜上位5以上の基金拠出者の氏名、基金拠出額、基金総額に占める割合＞	
5 総代氏名	本編96
（総代の役割）	本編59
（選考方法）	本編59
（主な保険種別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成）	本編97
6 社員構成	本編97
7 評議員氏名	本編98
（制度の趣旨）	本編60
（評議員の役割）	本編60
（職業・年齢）	本編98
8 取締役及び監査役(役職名・氏名)	本編90
9 会計参与の氏名又は名称	該当せず
10 会計監査人の氏名又は名称	5・38・121
11 従業員の在籍・採用状況	4
12 平均給与(内勤職員)	4
13 平均給与(営業職員)	4
14 総代会傍聴制度	本編58
（議事録）	本編99

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	1
2 経営方針	本編2

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	本編18
2 契約者懇談会開催の概況	本編60
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	本編44
4 契約者に対する情報提供の実態	本編40・21
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	21
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	本編32・本編33・本編34
7 新規開発商品の状況	本編30
8 保険商品一覧	本編30・14・18
9 情報システムに関する状況	本編41・本編43
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	本編82

IV 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標	28
---------------	----

V 財産の状況

1 貸借対照表	本編112・29
2 損益計算書	本編113・30
3 キャッシュ・フロー計算書(*1)	該当せず
4 基金等変動計算書	31
5 剰余金処分又は損失処理に関する書面	39
6 債務者区分による債権の状況	39
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）	
（危険債権）(要管理債権) (正常債権)	
7 リスク管理債権の状況	40
（破綻先債権）(延滞債権) (3カ月以上延滞債権) (貸付条件緩和債権)	
8 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	40
9 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	41
10 有価証券等の時価情報(会社計)	
（有価証券）	43
（金銭の信託）	45
（デリバティブ取引）	46
11 経常利益等の明細(基礎利益)	53
12 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	38

13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当せず
14 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨(*2)	該当せず
15 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当せず

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	
（1）決算業績の概況	本編18
（2）保有契約高及び新契約高	54
（3）年換算保険料	55
（4）保障機能別保有契約高	60
（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	61
（6）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	61
（7）社員配当の状況	62
2 保険契約に関する指標等	
（1）保有契約増加率	68
（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	69
（3）新契約率(対年度始)	69
（4）解約失効率(対年度始)	69
（5）個人保険新契約平均保険料(月払契約)	69
（6）死亡率(個人保険主契約)	69
（7）特約発生率(個人保険)	70
（8）事業費率(対収入保険料)	70
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	70
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	70
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	70
（12）未収受再保険金の額	70
（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	70
3 経理に関する指標等	
（1）支払備金明細表	71
（2）責任準備金明細表	71
（3）責任準備金残高の内訳	71
（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	72
（5）特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	72
（6）社員配当準備金明細表	73
（7）引当金明細表	73
（8）特定海外債権引当勘定の状況	
（特定海外債権引当勘定）	73
（対象債権額別別残高）	73
（9）保険料明細表	74
（10）保険金明細表	75
（11）年金明細表	75
（12）給付金明細表	76
（13）解約返戻金明細表	77
（14）減価償却費明細表	77
（15）事業費明細表	77
（16）税金明細表	78
（17）リース取引	78
（18）借入金残存期間別残高	77

4 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況	
(年度の資産の運用概況)	79
(ポートフォリオの推移＜資産の構成及び資産の増減＞)	80
(2) 運用利回り	81
(3) 主要資産の平均残高	81
(4) 資産運用収益明細表	81
(5) 資産運用費用明細表	81
(6) 利息及び配当金等収入明細表	82
(7) 有価証券売却益明細表	82
(8) 有価証券売却損明細表	82
(9) 有価証券評価損明細表	82
(10) 商品有価証券明細表	82
(11) 商品有価証券売買高	82
(12) 有価証券明細表	83
(13) 有価証券残存期間別残高	83
(14) 保有公社債の期末残高利回り	83
(15) 業種別株式保有明細表	84
(16) 貸付金明細表	85
(17) 貸付金残存期間別残高	85
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	85
(19) 貸付金業種別内訳	86
(20) 貸付金使途別内訳	87
(21) 貸付金地域別内訳	87
(22) 貸付金担保別内訳	87
(23) 有形固定資産明細表	
(有形固定資産の明細)	88
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	87
(24) 固定資産等処分益明細表	88
(25) 固定資産等処分損明細表	88
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	88
(27) 海外投融資の状況	
(資産別明細)	89
(地域別構成)	89
(外貨建資産の通貨別構成)	89
(28) 海外投融資利回り	90
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	90
(30) 各種ローン金利	91
(31) その他の資産明細表	90
5 有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(有価証券)	92
(金銭の信託)	93
(デリバティブ取引)	95

Ⅶ 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	本編68
2 法令遵守の体制	本編65
3 法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	72
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第105条の2第1項第1号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第105条の2第1項第2号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	本編44
5 個人データ保護について	本編67・25
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	本編67

Ⅷ 特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況	98
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	98

3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
(1) 保有契約高	98・101
(2) 年度末資産の内訳	98・101
(3) 運用収支状況	99・101
(4) 有価証券等の時価情報	
(有価証券)	99・101
(金銭の信託)	99・101
(デリバティブ取引)	100・101

Ⅸ 保険会社及びその子会社等の状況

1 保険会社及びその子会社等の概況	
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	本編115
(2) 子会社等に関する事項	本編116
(名称)	本編116
(主たる営業所又は事務所の所在地)	本編116
(資本金又は出資金の額)	本編116
(事業の内容)	本編116
(設立年月日)	本編116
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)	本編116
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)	本編116
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務	
(1) 直近事業年度における事業の概況	103
(2) 主要な業務の状況を示す指標	105
(経常収益)(経常利益又は経常損失)	
(親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失)	
(包括利益)(総資産)(ソルベンシー・マージン比率)	
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況	
(1) 連結貸借対照表	105
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書(*3)	
(連結損益計算書)	106
(連結包括利益計算書)	106
(3) 連結キャッシュ・フロー計算書	107
(4) 連結基金等変動計算書	109
(5) リスク管理債権の状況	123
(破綻先債権)(延滞債権)	
(3カ月以上延滞債権)(貸付条件緩和債権)	
(6) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況	
(連結ソルベンシー・マージン比率)	129
(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	130
(8) セグメント情報	132
(9) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当せず(ご参考122)
(10) 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	121・122
(11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当せず

(*)1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合は不要とする。
 (*)2 金融商品取引法に基づき有価証券報告書に確認書を添付する会社、及び連結財務諸表を作成する会社は不要とする。
 (*)3 「連結損益計算書」、「連結包括利益計算書」は、単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。